

# 磐田市シティプロモーション推進業務 プロポーザル実施要領

2024年4月

磐田市企画部広報広聴・シティプロモーション課

## 【目次】

1	趣旨	2
2	目的	2
3	対象業務の概要	2
4	契約限度額	2
5	プロポーザルの方式	2
6	参加資格	3
7	実施スケジュール	3
8	参加申し込みと手続き	4
9	仕様書に基づく企画提案書・参考見積書の作成及び記載上の留意事項	5
10	審査・選定等	5
11	参加における留意事項	7
12	契約等に関する事項	8
13	業務の適正な実施に関する事項	8
14	業務の継続が困難となった場合の措置について	9
15	問合せ先及び書類提出先	9

## 【添付資料】

(1)	参加申請書 (様式第1号)	10
(2)	質問票 (様式第2号)	11
(3)	企画提案書 (様式第3号)	12
(4)	法人等概要書 (様式第4号)	13
(5)	申請辞退届 (様式第5号)	14

## 1 趣旨

磐田市は、第2次磐田市総合計画後期基本計画（令和4年3月）に基づき、誰もが安全・安心に幸福感を持って暮らし続けることができ、その安心を土台にして多くの人が集まる「安心できるまち、人が集まる磐田市」を目指し、人口減少の克服、東京一極集中の是正に向けて様々な施策を展開している。

その施策の1つとして、スポーツ、歴史、文化、観光などの本市の魅力を各種メディアやSNS等を活用して情報発信し、「本市への愛着度向上」と市内外に向けた「認知度の向上」を図るシティプロモーション事業を行っている。

今回は、市民や事業者と共創し効果的かつ戦略的に市内外に本市の魅力を発信することや、関係人口・交流人口の創出・拡大、その先の移住・定住につなげていくことについて、新たなアイデアと広範かつ高度な知識と豊かな経験を活用するため、民間から広く事業提案を求め、最も優れた提案者を選定する。

## 2 目的

磐田市の魅力度や認知度を高め、市内外に広く発信することで本市に対する愛着度の向上や将来の移住・定住の推進につなげることを目的に、地域おこし協力隊を市内に設置して当協力隊の活動を管理・支援するとともに、移住者だからこそ気づくことができる本市の魅力を市内外に効果的・戦略的に発信する。

## 3 対象業務の概要

- (1) 委託業務名 磐田市シティプロモーション推進業務
- (2) 履行場所 磐田市内ほか
- (3) 業務内容 別に示す「磐田市シティプロモーション推進業務委託仕様書」のとおり  
ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後に提案等受ける中で変更する可能性がある。
- (4) 委託期間 2024（令和6）年7月1日から2027（令和9）年9月30日までを予定とする。  
ただし、契約は年度毎とする。

## 4 契約限度額

本業務に関する契約限度額は次の範囲内とする。

なお、これは提案内容を履行するために必要な金額であり、本契約に際しては事業内容を協議の上算出する。

- (1) 地域おこし協力隊の任期期間を含む2024（令和6）年7月1日から2027（令和9）年9月30日までに係る契約限度額  
地域おこし協力隊の任期は、2024（令和6）年9月から2027（令和9）年8月までの3年間で予定する。  
36,430,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (2) 上記(1)のうち、令和6年度分の契約限度額  
8,854,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

## 5 プロポーザルの方式

公募型簡易方式

## 6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、委託業務を効果的かつ効率的に行うことのできる法人等とし、次の(1)から(7)までの全ての条件を満たす者であること。

- (1) 2023（令和5）年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある次の①及び②に契約締結時までに登録が可能な者であること
  - ① 「71 事務委託」のうち「17web 制作・管理事務」
  - ② 「73 その他委託」のうち「1 映像制作業務」
- (2) 動画コンテンツ等の企画・制作・発信を通じた類似のプロモーション実績があること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと
- (4) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次に該当する者でないこと
  - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市の定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

## 7 実施スケジュール

項目	日程
公告	2024（令和6）年4月22日（月）
参加申し込み期間	2024（令和6）年4月22日（月） ～同年5月10日（金）正午まで
実施要領等に関する質問受付	2024（令和6）年4月22日（月） ～同年4月26日（金）17:00まで
質問に対する回答期限	2024（令和6）年5月7日（火）
企画提案書等提出期限	2024（令和6）年5月20日（月）17:00まで
プロポーザル選定審査	2024（令和6）年5月27日（月）午後予定
審査結果の通知・公表	2024（令和6）年5月下旬予定

契約予定者と契約内容に関する協議	2024（令和6）年5月下旬予定
契約締結（協議が整い次第）	協議開始から6月下旬予定
受託者準備期間	契約締結日から2024（令和6）年8月末日まで
地域おこし協力隊による業務開始	2024（令和6）年9月予定

## 8 参加申し込みと手続き

### (1) 参加申請書の提出

- ① 受付期間 2024（令和6）年4月22日（月）～同年5月10日（金）正午まで
- ② 提出方法 別紙「参加申請書（様式第1号）」に必要事項を記入したPDFデータをメールで提出する。
- なお、送受信のトラブルを避けるためメール提出時は、データ受領の有無について送信後もしくは令和6年5月10日（金）正午までに「15 問合せ先及び申請書類提出先」に確認すること。

### (2) 実施要領等に係る質問書の受付と回答

- ① 受付期間 2024（令和6）年4月22日（月）～同年4月26日（金）17:00まで
- ② 提出方法 別紙「質問票（様式第2号）」を電子メールで下記アドレス宛に提出する。
- なお、送受信のトラブルを避けるためメール提出時は、データ受領の有無について送信後もしくは令和6年4月26日（金）17:00までに「15 問合せ先及び申請書類提出先」に確認すること。
- ③ 送付先 電子メールアドレス koho@city.iwata.lg.jp
- ④ 回答方法 質問内容及び回答は、市ホームページに5月7日（火）までに公表する。
- なお回答時は、質問を行った者（業者名及び担当者名）は公開しない。

### (3) 企画提案書・参考見積書の提出

別紙「参加申請書（様式第1号）」を提出した者は、以下の書類を提出すること。

なお、提出期限までに以下書類が提出されない場合は当プロポーザルに不参加を表明したとみなす。

#### ① 提出書類

##### ア 企画提案書（様式第3号）

- ・仕様書に基づく提案に関する書類（自由様式）

##### イ 法人（支社等）概要関係書類

- ・法人等概要書（様式第4号）
- ・所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレット等の使用も可）
- ・履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（3カ月以内の発行であること）
- ・提案者所在地の市税納税証明書（直近1年度分）
- ・類似事業の受託実績（契約名、契約年度）が分かる書類またはその写し

##### ウ 参考見積書（任意様式）（消費税額及び地方消費税額含む）

契約限度額の範囲内で積算根拠を明確にし、業務や年度が分かるよう記載すること

- ・地域おこし協力隊の委嘱予定期間（2024（令和6）年9月1日～2027（令和9）年8月31日）を含む2024（令和6）年7月1日から2027（令和9）年9月30日までに係る参考見積書
- ・上記のうち、令和6年度分に係る参考見積書

- ② 提出方法 アからウまでの提出書類について正本1部、副本1部を郵送もしくは持参する。同様にアからウまでのPDFデータを「15 問合せ先及び申請書類提出先」にメールで提出する。メール提出時は、データ受領の有無について「15 問合せ先問合せ先及び申請書類提出先」に確認すること。
- ③ 提出期限 2024（令和6）年5月20日（月）17:00まで
- ④ その他
  - ・ 提案内容の実施にあたっては仕様書に基づき事前調整を含め申請者が主体となって具体的に実施できること
  - ・ 企画提案書の提出は、1社につき1案のみとする

## 9 仕様書に基づく企画提案書・参考見積書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 様式

- ① 任意様式とし、基本A4サイズで作成
- ② 審査項目ごとに作成すること
- ③ 必ず通し番号をつけること
- ④ 提案文書は30頁以内とすること

### (2) 記載上の留意事項

- ① 事業の実施体制
  - ・ 本業務の執行に係る組織、担当者（経験・能力・資格）、人数、連絡体制等を記載すること
- ② 事業の内容
  - ・ 仕様書の委託業務内容を網羅すること
  - ・ 地域おこし協力隊に係る最長3年間の任期期間を含む2024（令和6）年7月1日から2027（令和9）年9月30日までの事業計画を記載すること
- ③ 独自の提案
  - ・ 自社の強みを生かした独自の提案とする。その際、新たに費用負担が発生する場合は、原則として受託者負担とする。本市費用負担を提案の前提としている場合は、その旨を記載すること
- ④ 個人情報の保護と危機管理
  - ・ 個人情報や危機管理に関連した認証資格等があれば記載すること
  - ・ トラブルへの対応と再発防止策、事故や災害の緊急事態時のリスク管理体制を記載すること
- ⑤ 参考見積書
  - ・ 業務委託に要するすべての経費の内訳について、業務や年度が分かるよう記載すること
  - ・ 見積額の積算内訳は、その基となる単価や工数、その他必要経費の区分がわかるように記載し、消費税等も明示すること。

## 10 審査・選定等

### (1) 磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル選定委員会の設置

申請者の審査及び選定を公平且つ適正に実施するため「磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (2) 選定委員会による審査

選定委員会は、企画提案者のプレゼンテーションに関するヒアリング等を実施し審査を行い、契約予定者を選定する。

- ① 開催時期 2024（令和6）年5月27日（月）午後を予定  
 ※正式な時間及び場所は、2024（令和6）年5月22日（水）までに電子メールにより通知する
- ② 持ち時間 「準備5分」・「提案説明15分」・「質疑応答10分」の計30分
- ③ 機材等 スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。その他のパソコン、延長ケーブルなどの必要な機材は参加者側で準備すること
- ④ その他 以下の審査項目の順にプレゼンテーションを行うこと

(3) 審査基準

審査項目は次のとおりとする。

審査項目		配点
1 会社概要と業務実績	① 会社概要及び財政状況 ② 類似の業務受託実績	10
2 事業目的の理解	① 本事業の目的に関する理解 ② 目的達成に向けたPDCAの実施	10
3 本市の現状や課題の把握	① 本市の現状や地域の資源に関する理解 ② 本市のシティプロモーションに関する現状と課題の把握	10
4 事業の実施体制	① 地域おこし協力隊の募集や選定に係る方法 ② 事業実施時の指揮系統や連絡体制	10
5 業務に対する取組の視点	① 本市の独自性や優位性に関する視点 ② 市・市民・団体等との共創の視点 ③ 新たなコミュニティネットワーク構築の視点	15
6 事業の内容	① 本市の魅力や資源の発掘及び発信に関する事業 ② 市内外の人材や団体等とのコミュニティネットワーク構築に関する事業 ③ 地域おこし協力隊の任期期間に係る令和6年度から令和9年度までの事業計画	15
7 独自の提案	① 市内に向けた事業 ② 市外に向けた事業 ③ その他発展性のある事業	15
8 個人情報の保護と危機管理	① 秘密の保持・個人情報保護に対する考え方 ② 情報セキュリティ体制及び業務執行上のリスク管理	10
9 見積価格の妥当性	① 提案事業と経費の適正 ② ライフサイクルコスト低減の工夫	5
合計		100

(4) 契約予定者の選定及び公表

選定委員会は、審査を基に磐田市として本業務の遂行に最も適し、かつ優れたと認められる契約予定者を選定する。選考の結果、市が定める合格点に満たない場合は契約予定者として選定しない。また、選定結果はすべての参加者に対し速やかに文書または電子メールにより、企画提案書等記載の連絡宛に通知する。通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日（土日及び祝日を含まない。）以内に書面により市に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

また、非特定理由についての説明を求められた場合は、市は書面により回答するものとする。

なお、本市ホームページにて選定結果（事業者名）を公表する。公表にあたっては、契約予定者のみ行う。選考結果公表前の審査内容及び選定結果に対する問い合わせ、異議申し立てには応じないものとする。

契約予定者選定後に、当該提案者が「参加資格」を満たさなくなった場合、または辞退した場合は、選定委員会において次の契約予定者を再選定できるものとする。

公表時期 2024（令和6）年5月下旬予定

## 11 参加における留意事項

### (1) 失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外する。

- ① 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ② 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ③ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- ④ 複数の事業計画書を提出した場合
- ⑤ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦ 見積価格が契約限度額を超えた場合
- ⑧ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は選定委員会に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ⑨ 著しく社会的信用を損なう行為により、申請者としてふさわしくないと市が判断した場合
- ⑩ 市との協議が不調になったと市が判断した場合
- ⑪ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

### (2) 提出書類の取扱い

#### ① 著作権

提案者から提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。

ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）に基づき、提出書類を公開することがある。

#### ② 特許権等

提案書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

#### ③ 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。

#### ④ 提出書類の言語

書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とすること。

#### ⑤ 返却

提出された企画書等の返却は一切しない。



- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、同提案は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

(3) 申請の辞退

企画提案書・参考見積書を提出後、辞退する場合は辞退届（様式第5号）を提出すること。

(4) 申請に当たっての費用負担

企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする

(5) 提案者が少数の場合

プロポーザルに参加する者が1社であっても、その1社が参加基準を満たしている場合は、契約予定者として審査する。

12 契約等に関する事項

別に示す「磐田市シティブロモーション推進業務委託仕様書」の内容を基本に、契約予定者と市が協議し、仕様を確定させた上で契約を締結する。

また、契約後は、提案内容を明記した事業計画書を市に提出するものとする。

なお、契約書の作成については、契約予定者の費用にて契約を締結するものとする。

(1) 支払いについて

支払方法について、受託者と市の協議により確定する。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

必要

13 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託等の禁止

受託者は、原則として本業務を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、業務の一部を他に委任、又は請負させた方が効率的、効果的であると認められるときは、あらかじめ市との協議、承認を得た場合のみ可能とする。

(3) 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、事務所、事業実施場所に立ち入り、関係書類、その他の状況を検査させ、若しくは関係者に質問等を行う場合がある。

(4) 損害賠償

受託者が本業務を行う上で、第三者に損害賠償を行わなければならないときは、受託者がそれを負担する。ただし、紛争の解決は市と受託者が協力して処理する。

#### 14 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、市は契約の取消ができる。

また、暴力団等の排除を目的とした磐田市契約規則第 46 条に該当した場合も同様の措置とする。

(2) 上記以外の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、受託者の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は業務の一時中止、契約の解除を申し出ることができる。

#### 15 問合せ先及び書類提出先

〒438-8650 磐田市国府台 3-1

磐田市企画部広報広聴・シティプロモーション課（市役所本庁舎 2 階）

電 話：0538-37-2275

F A X：0538-32-3946

電子メール：koho@city.iwata.lg.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル  
参加申請書

磐田市長 草地博昭

所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
担当部署  
担当職氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E メールアドレス

下記の業務について、プロポーザルに参加したく申請します。  
なお、磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル実施要領の参加資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

(件名) 磐田市シティプロモーション推進業務委託

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル  
質 問 票

磐田市企画部広報広聴・シティプロモーション課長

F A X : 0538-32-3946

Eメール : koho@city.iwata.lg.jp

所在地

法人等の名称

代表者氏名

磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル募集要領等について、次のとおり質問書を提出します。

質問者	役職・氏名		所 属	
	連絡先	電話		
		F A X		
		Eメール アドレス		
要領等における 個所特定	募集要領又は配布資料名			
	項目名			
	ページ			
(質問内容)				

※注意：質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に取りまとめて記載してください。

質問が無い場合は、本質問票を提出する必要はありません。

(様式第3号)

令和 年 月 日

## 磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル企画提案書

磐田市長 草地博昭

所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
連絡先（電話）

磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル実施要領に基づき、当該事業について下記のとおり提案書等を提出します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 業務名

磐田市シティプロモーション推進業務

#### 2 添付書類

##### (1) 企画提案書（様式第3号）

① 仕様書に基づく提案に関する書類（自由様式）

##### (2) 会社（支社等）概要関係書類

① 法人等概要書（様式第4号）

② 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレット等の使用も可）

③ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（3カ月以内の発行であること）

④ 提案者所在地の市税納税証明書（直近1年度分）

⑤ 類似事業の受託実績（契約名、契約年度）を証明する書類またはその写し

##### (3) 参考見積書（任意様式）（消費税額及び地方消費税額含む）

#### 3 提案書等に関する照会先

所属部署名

役職名・氏名

住所（所在地）

電話番号

FAX 番号

Eメールアドレス

(様式第4号)

法人等概要書

令和 年 月 日現在

法人等の種別	一般財団法人 公益財団法人 一般社団法人 公益社団法人 株式会社 有限会社 その他 ( )
名称	(フリガナ) .....
法人等の所在地	〒
代表者	
法人等設立年月日	
法人等設立の趣旨・目的・沿革	
資本金(基本財産)	
従業員数	
主な業務内容	
免許・登録	
市内所在の事務所 又は事業所	事務所の名称
	所在地  〒 磐田市

※「団体の種別」では該当するものを○で囲んでください。該当するものが無い場合は、「その他」を囲み、( )内に内容を記載してください。

※市内所在の事務所等については、全て記入してください。

(様式第5号)

令和 年 月 日

磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザルに係る申請辞退届

磐田市長 草地博昭

所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
連絡先（電話）

磐田市シティプロモーション推進業務プロポーザル方式による、次の業務の企画提案書等の提出についての参加を辞退します。

記

- 1 申請年月日
- 2 担当者連絡先
  - (1) 役職・氏名
  - (2) 所 属
  - (3) 連絡先 電 話  
F A X  
Eメールアドレス